様式1

事　業　報　告　書

（自　令和７年８月１日　至　令和８年７月31日）

１　医療法人の概要

（１）名　　称　医療法人社団　明仁会

①　□財団　■社団　（　□出資持分なし　■出資持分あり　）

②　□社会医療法人　□特別医療法人　□特定医療法人

□出資額限度法人　■その他

③　□基金制度採用　■基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

（２）事務所の所在地　静岡県静岡市葵区鷹匠一丁目11番15号MIC新静岡２階３階

（３）設立認可年月日　平成６年６月24日

（４）設立登記年月日　平成６年８月５日

２　事業の概要

（１）　本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種　類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開　設　場　所	許可病床数
診療所	静岡ﾘﾊﾋﾞﾘﾍﾟｲﾝｸﾘﾆｯｸ	2214111433	静岡市葵区鷹匠一丁目11番15号ＭＩＣ新静岡2階3階	一般病床　床 療養病床　床 [医療保険　床] [介護保険　床]

（２）　当該会計年度内に社員総会又は評議委員会で議決又は同意した事項

令和７年９月22日　令和６年度決算の決定

令和８年７月31日　令和８年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　令和８年度の借入金額の最高限度額の決定

様式2

法人名　医療法人社団 明仁会

所在地　静岡市葵区鷹匠一丁目11番15号MIC新静岡2階3階

※医療法人整理番号					

財　産　目　録

（令和8年7月31日現在）

1. 資　産　額　219,150千円
2. 負　債　額　133,169千円
3. 純　資　産　額　85,981千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
A 流動資産		129,024
B 固定資産		83,406
C 繰延資産		6,720
D 資産合計	（A＋B＋C）	219,150
E 負債合計		133,169
F 純資産	（D－E）	85,981

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式3-2

法人名　医療法人社団 明仁会

※医療法人整理番号

所在地　静岡市葵区鷹匠一丁目11番15号MIC新静岡2階3階

貸 借 対 照 表

（令和8年7月31日現在）

（単位:千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	129,024	Ⅰ 流動負債	21,509
Ⅱ 固定資産	83,406	Ⅱ 固定負債	111,660
1 有形固定資産	63,614	負債合計	133,169
2 無形固定資産	6,650	純資産の部	
3 その他の資産	13,142	科目	金額
Ⅲ 繰延資産	6,720	Ⅰ 出資金	5,000
		Ⅱ 積立金	80,981
		Ⅳ 評価・換算差額等	
		純資産合計	85,981
資産合計	219,150	負債・純資産合計	219,150

様式4-2

法人名　医療法人社団 明仁会

※医療法人整理番号						

所在地　静岡市葵区鷹匠一丁目11番15号MIC新静岡2階3階

損　益　計　算　書

（自　令和7年8月1日　　至　令和8年7月31日）

（単位:千円）

科　　目	金　　額
Ⅰ 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	249,641
2 事 業 費 用	226,669
本来業務事業利益	22,972
B 附帯業務事業損益	
1 事 業 収 益	
2 事 業 費 用	
附帯業務事業利益	-
事 業 利 益	22,972
Ⅱ 事 業 外 収 益	6,297
Ⅲ 事 業 外 費 用	3,604
経 常 利 益	25,665
Ⅳ 特 別 利 益	-
Ⅴ 特 別 損 失	-
税 引 前 当 期 純 利 益	25,665
法 人 税 等	98
当 期 純 利 益	25,567

（注）1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団　明仁会
理事長　臼井　要介　殿

私鈴木崇士は、医療法人明仁会の令和７会計年度（令和７年８月１日から令和８年７月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1)　事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2)　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3)　計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4)　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和８年９月16日

医療法人社団　明仁会

監事　鈴木　崇士